

令和6年4月

各位

一般社団法人 不動産協会
[講習指定団体]
宅建法定講習センター

宅建取引士法定講習会のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、宅建法定講習会を下記のとおり実施致しますので、ご案内申し上げます。

敬具

* この講習会は、宅地建物取引業法第22条の2第2項に基づき、新たな取引士証の交付のために実施するもので、愛知県知事登録の取引士の方にご案内しております。

※現在お持ちの宅地建物取引士証の有効期限6ヵ月前より受講可能です。

記

【令和6年5月24日開催 法定講習会の実施方法について】

宅地建物取引士に対する法定講習については、国土交通省の通知「宅地建物取引士に対する法定講習に関する取扱いについて」（令和3年7月21日通知）に基づき、**5月24日開催の法定講習会は、以下の通りWeb等を活用した講習（講義を収録した視聴覚教材をWeb上でご視聴いただく方法）にて実施致します。**

尚、詳細につきましては、受講申込みをいただいた方に改めて書面にてご案内申し上げます。

<実施方法>

- ①法定講習は自宅学習とし、教材等や宅地建物取引士証の交付は全て配送及び郵送にて行います。
- ②受講者様には5/11頃迄に、必要な印刷教材（テキスト）・Web受講用URL・ID・PW等をお送りします。
- ③受講期間内（5/14～5/24）に講義を視聴いただき、Web上で理解度を測る為の確認テストを受けていただきます。※講習時間の目安（視聴時間5時間40分程度＋確認テスト30分程度）
システム利用時間：24時間利用可能（毎月第3木曜日0:00～6:00は定期メンテナンスのため利用不可）
- ④確認テスト合格後、受講者様から当センター宛に旧取引士証と受講票をご郵送いただきます。
- ⑤旧取引士証と受講票の到着確認およびWeb講習受講「修了」と確認テスト「合格」（7割以上正解）確認後、新しい宅建取引士証を講習日（交付日）5月24日（金）以降に郵送にて行います。
（旧取引士証を当センターへ発送いただいてから、新しい取引士証がお手元に到着するまでの間は取引士証がお手元にない期間が生じますので、ご留意のうえ受講願います。）

【Web講習受講できない方】

- ・Web視聴覚教材を視聴する機器がない。
- ・パソコン、スマートフォン等の端末を自ら操作できない。

※上記の受講をご希望される方は、必ず電話でご予約のうえ受付期間内（令和6年4月15日16日、17日）に申込み手続き（書類提出・受講経費の支払い等）をお願い致します。